

○地方公営企業法第三十九条第二項に規定する市長が定める職に関する規則

昭和四十一年八月二日

規則第十七号

改正 昭和四七年五月一八日規程第二号

平成一七年三月二三日規則第二号

平成二六年三月三十一日規則第二四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第二項に規定する市長が定める職は、次のとおりとする。

- 一 局長
- 二 副局長
- 三 局次長
- 四 課長等
- 五 課長等補佐

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月十八日規程第二号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十三日規則第二号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日規則第二十四号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。